

補装具費の支給制度について

平成18年6月26日

企画課 地域生活支援室

平成18年10月からの補装具費の制度

補装具費支給の仕組み

- これまでの補装具は、市町村から補装具製作者に製作(修理)を委託し、その製作・修理に要する費用を市町村が支払っておりましたが、この仕組みでは、補装具を利用する方と補装具製作者との関係が明確ではありませんでした。
- そこで、新しい制度では、補装具の購入・修理に係る当事者間の契約制を導入することにより、利用者と事業者との対等な関係によるサービスが受けられるような仕組みとすることとしました。
- 新しい仕組みは、利用者の申請に基づき、補装具の購入又は修理が必要と認められたときは、市町村がその費用を補装具費として利用者に支給するものです。
(※ 利用者の費用負担が一時的に大きくなるよう、代理受領方式も可能とする予定。)

補装具の定義を明確にします

- 補装具についての定義を明確にします。(次の3つの要件をすべて満たすもの。)
 - ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
 - ② 身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
 - ③ 給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するもの
- 補装具の定義の明確化に伴い、補装具と日常生活用具の給付対象品目を見直し、整理します。

利用者負担について

- 補装具の支給サービスを、低所得の方に対する措置的なものから、契約に基づく利用者
と事業者との対等の関係により提供されるサービスに見直します。
- 利用者の負担については、原則として1割を負担していただき、障害のある方も制度を支
える一員として利用者負担をお願いするものです。
- 従来制度では、一定の所得状況の世帯については全額自己負担となっておりました。
10月からは、一定以上の所得がある方について、支給の対象とならない仕組みとなりま
す。

○ 障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(※)には補装具費の支給
対象となりません。

※ 一定所得以上の場合とは、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者
の納税額が50万円以上の場合が該当します。

所得の低い方へは負担の軽減を図ります

<定率負担については…>

○ どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。

- ・生活保護世帯の方なら …………… 0円
- ・市町村民税非課税世帯で年収が80万円以下(障害基礎年金2級相当)のみの収入状況の方なら …… 15,000円
- ・市町村民税非課税世帯の方なら …… 24,600円
- ・市町村民税課税世帯の方なら、 …… 37,200円

<生活保護への移行防止措置について(予定)…>

○ 上記の定率負担を負担することにより、生活保護の適用対象となる場合には、生活保護の適用対象とならない範囲まで月額負担上限額を引き下げることができるようにする予定です。【※保護主管課と調整中】

【負担上限額】 37,200円 → 24,600円 → 15,000円 → 0円

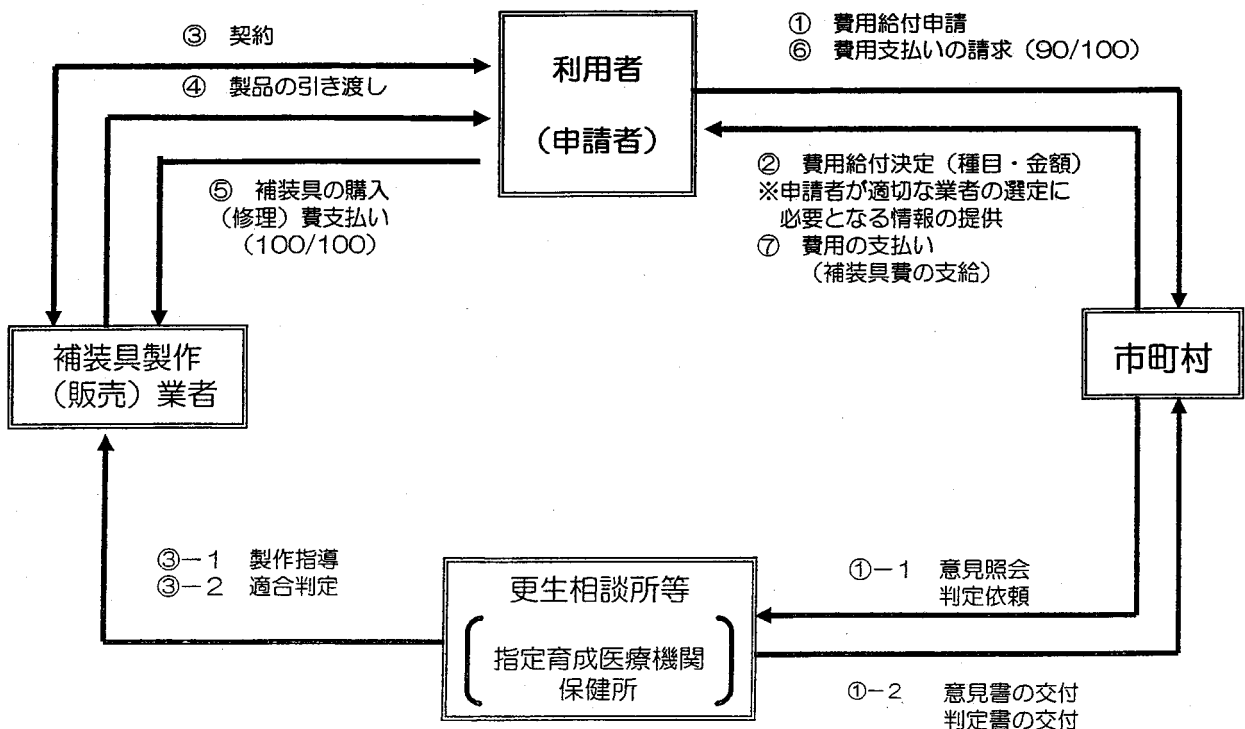
補装具及び日常生活用具の種目見直し

| 補装具 | | 日常生活用具 | |
|---------------|-----------|---|--------|
| 点字器 | 日常生活用具へ移行 | 重度障害者用意思伝達装置 | 補装具へ移行 |
| 頭部保護帽 | | 浴槽(湯沸器) パーソナルコンピュータ ※障害者情報バリアフリー化支援事業助成対象品を、日常生活用具種目参考例に組み入れることを検討。 | 廃止 |
| 人工喉頭 | | | |
| 歩行補助つえ(一本杖のみ) | | | |
| 収尿器 | | | |
| ストマ用装具 | 廃止 | | |
| 色めがね | | | |

| 補装具の定義 | 日常生活用具の定義 |
|---|--|
| 次の3つの要件をすべて満たすもの。 ①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの ②身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの ③給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するもの | 次の3つの要件をすべて満たすもの。 ①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの ②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの ③製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの |

補装具費の支給の仕組み① (償還払方式の場合)

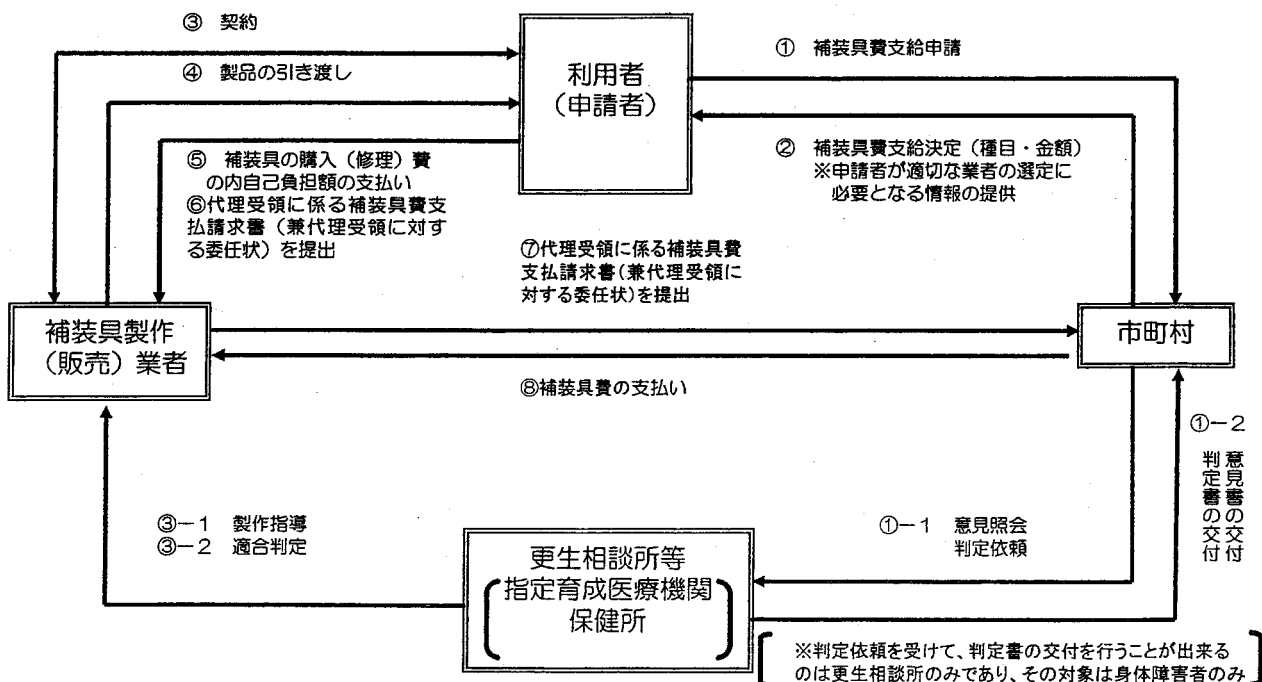
- ア 補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に費用支給の申請を行う。
(※併せて、低所得世帯に係る利用者負担額の減免申請を行う。)
- イ 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
(※併せて、利用者負担の減免対象者には減免の認定を行う。)
- ウ 補装具費の支給の決定を受けた障害者は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- エ 障害者が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、
- ・ 事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用を支払うとともに、
 - ・ 市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用の額から百分の九十(利用者負担の減免認定を受けた場合は当該減免額を差し引いた額)に相当する額を請求する。
- オ 市町村は、障害者からの請求が正当と認めるときは、補装具費の支給を行う。



補装具費の支給の仕組み②（代理受領方式の場合）

前提条件
 ・利用者の委任契約
 ・市町村一業者との合意

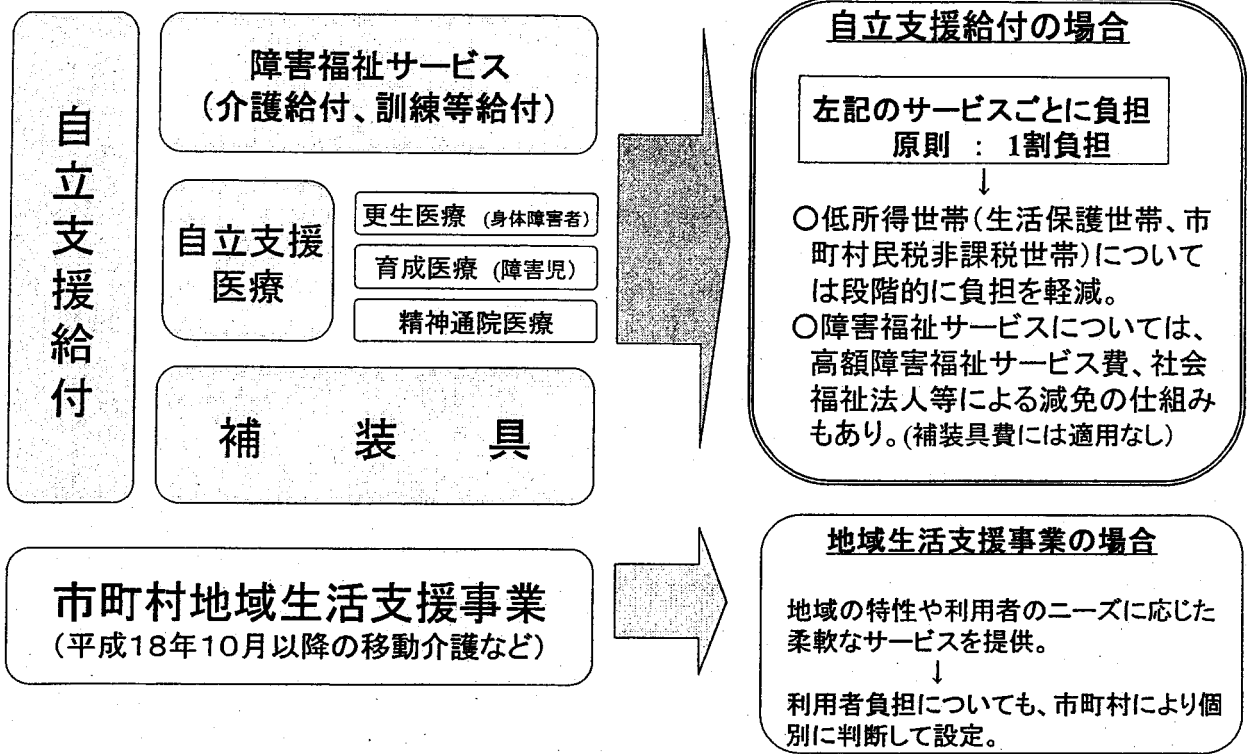
- ア 補装具の購入(修理)を希望する者は、市町村に費用支給の申請を行う。
 (※併せて、低所得世帯に係る利用者負担額の減免申請を行う。)
- イ 申請を受けた市町村は、更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であると認めるときは、補装具費の支給の決定を行う。
 (※併せて、利用者負担の減免対象者には減免の認定を行う。)
- ウ 補装具費の支給の決定を受けた障害者は、事業者との契約により、当該事業者から補装具の購入(修理)のサービス提供を受ける。
- エ 障害者が事業者から補装具の購入(修理)のサービスを受けたときは、
 ① 障害者は、事業者に対し、補装具の購入(修理)に要した費用のうち、利用者負担額を支払うとともに、
 ② 事業者は、市町村に対し、補装具の購入(修理)に通常要する費用から利用者負担額を差し引いた額を請求する。(請求の際に代理受領に係る委任状を添付する。)
- オ 市町村は、事業者からの請求が正当と認めるときは、補装具費の支給を行う。



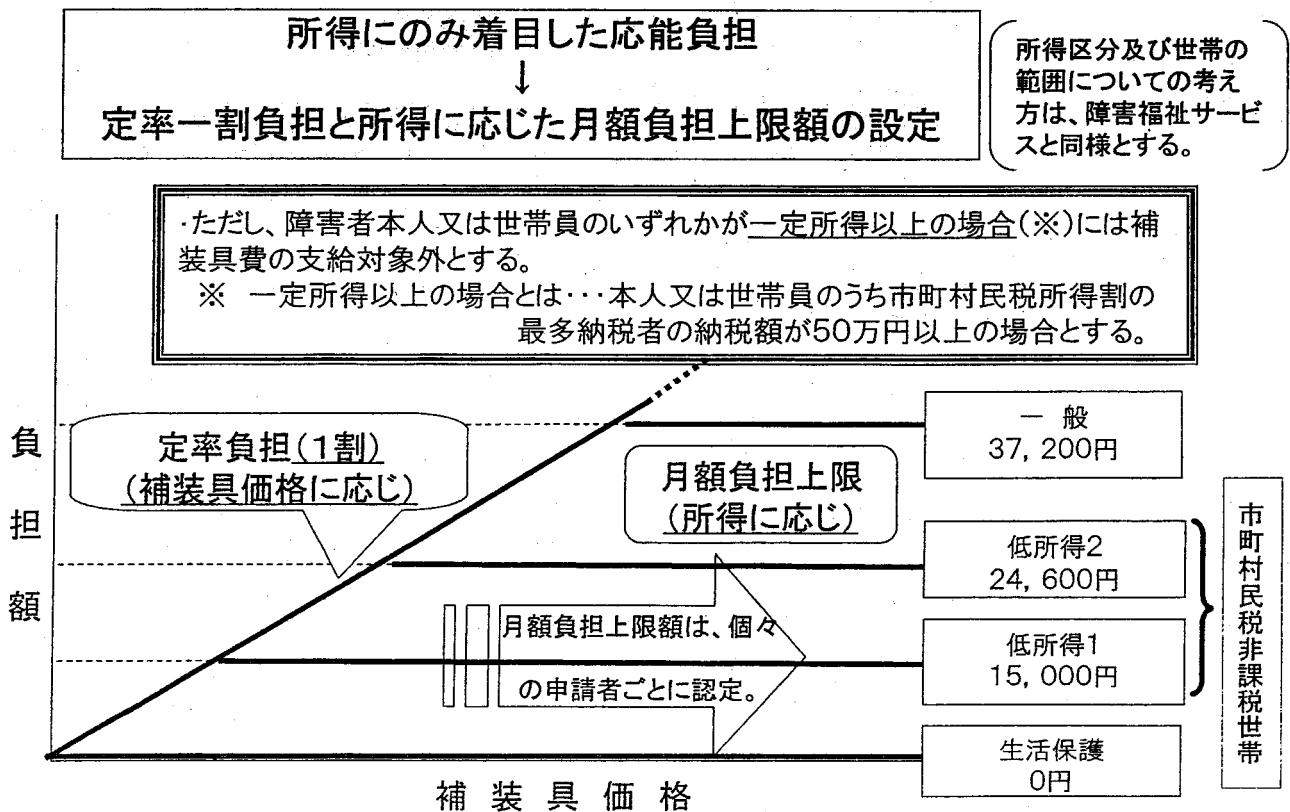
※補装具費の支給に関する事務手続の詳細については、別途事務取扱指針を策定する予定。

※補装具の購入・修理に通常要する費用の基準は、厚生労働省告示により定めることとしている。

障害者自立支援法による利用者負担



補装具費の利用者負担の見直し



補装具費に係る利用者負担の見直し

一定率1割負担と所得に着目

○利用者本人の属する世帯の収入等に応じて、以下の4区分に設定

- ①生活保護:生活保護世帯に属する者
- ②低所得1:市町村民税非課税世帯であって支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が80万円以下の者
(→ 障害基礎年金2級のみの方など)
- ③低所得2:市町村民税非課税である世帯に属する者
(→ 障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。)
- ④一般世帯:市町村民税課税世帯

※ なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、住民基本台帳での世帯が原則ですが、住民票で同じ世帯となっても税制と医療保険で被保険者でなければ、障害のある方とその配偶者を別世帯とする扱いをすることができます。
(※ 利用対象者が障害児である場合は、当該障害児と保護者は同一世帯として扱うこととなります。)

収入の種類(低所得1に該当する年収80万円の対象範囲)

ア) 市町村民税世帯非課税であること(注1)

かつ、

イ) 以下の合計額が年間80万円以下の者

- ① 地方税法上の合計所得金額(注2)
(合計所得金額がマイナスとなる者については、0と見なして計算する)
- ② 障害年金等(注3)
- ③ 特別児童扶養手当等(注4)

(注1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度(補装具の購入又は修理のあった月の属する月が4月から6月までである場合にあっては、前年度)分の市町村民税が非課税である世帯

(注2) 地方税法292条第1項第13号に規定する合計所得金額

(注3) 障害を事由に支給される公的年金(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由として支給される労災による年金(前払一時金含む。)等)、障害を事由に支給される年金を受給できる者が他の年金を受給できる場合に選択する可能性のある公的年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)の公的年金

(注4) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当

上限額を設定する場合の「世帯」の範囲にはこんな取り扱いがあります

(障害福祉サービスに係る世帯の特例と同一の考え方)

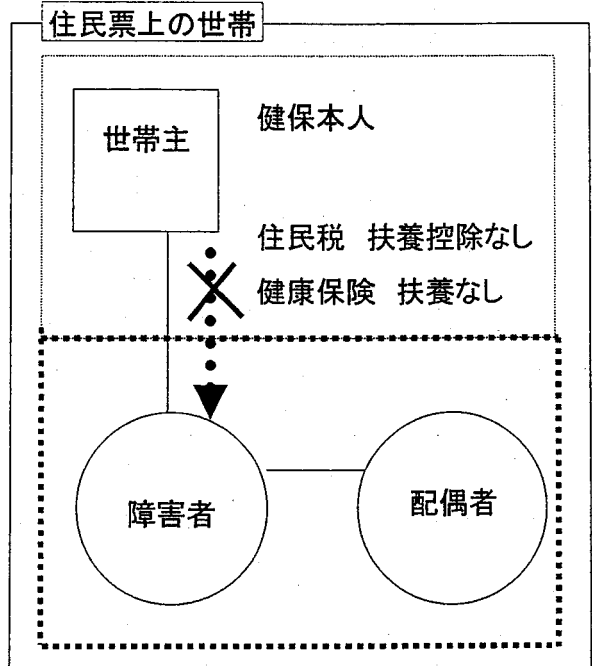
<原則>

月額負担上限額の設定に当たっては、住民基本台帳上の世帯の所得で設定します。

障害者の自立の観点
点を考えると...

税制や健康保険制度において、同一世帯の家族等の扶養となっていない場合

同一世帯に家族等がいても、障害者とその配偶者のみの所得とできるようにします。



補装具費

利用者負担者の所得区分の認定

1 世帯がどうか

住民基本台帳上の世帯が基本

特例

住民税 扶養控除なし
健康保険 扶養なし

別世帯として
取り扱う特例

ただし

住民基本台帳上すでに別世帯の場合

本人

住民税 扶養控除あり
健康保険 扶養あり

父母

別世帯

2 市町村民税の課税状況はどうか

課税・非課税で所得区分が決まる

生活保護世帯

市町村民税非課税世帯

低所得1

支給決定に係る障害者又は障害児の保護者の収入が年間80万円以下の者

低所得2

障害者を含む3人世帯で障害基礎年金2級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当

課税世帯

※ 本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が50万円以上の場合は支給対象外。

生活保護への移行予防措置(予定)

<具体的な手続き>

○ 利用者は福祉事務所に生活保護の申請を行う。

① 定率負担の減免措置を行えば生活保護の対象者とならない場合

福祉事務所は保護を却下し、却下通知書に「定率負担減額認定該当」であること、軽減すべき負担上限額を記載する。

○ 利用者は市町村に、定率負担の減免申請書に保護の却下通知書を添えて減免申請を行う。

○ 市町村は、保護の却下通知書に記載された情報を元に、利用者負担上限額を決定する。

※現在、保護主管課と調整中

世帯の所得状況による月額負担上限額の認定(早見表)

